

福島県パートナーシップ制度と連携して利用できる・しやすくなる行政サービス

No.	制度・サービス名	内容・注意点	「証明書」の提示	担当課	電話番号	備考
1	住民票上の続柄変更	同一世帯に限り、住民票に記載される続柄に「縁故者」を選択できる。	必要	市民課	0248-88-9134	
2	市営住宅入居の申込	同居する親族がいることが入居資格の要件の1つになっており、パートナーシップの届出をされた場合は、親族とみなして入居ができる。	必要	建築住宅課	0248-88-9152	
3	須賀川市ふるさとすかがわ移住支援金の申請	転入前後において、住民票上同一世帯と認められる場合のみ、世帯要件での申請ができる。	不要	商工課	0248-88-9143	★
4	り災証明書の申請 (火災以外で被害家屋調査等によらないもの)	自然災害により住家等に被害を受けた場合、住民票上の同一世帯であれば、り災証明書の交付申請・受領ができる。	不要	市民安全課	0248-88-9185	★
5	り災証明書の申請 (火災以外で被害家屋調査等によるもの)	自然災害により住家等に被害を受けた場合、住民票上の同一世帯であれば、り災証明書の交付申請・受領ができる。	不要	税務課	0248-88-9125	★
6	税証明書の交付	住民票上の同一世帯であれば、税証明書(所得証明書、課税証明書、納税証明書等)の交付申請ができる。 ※資産関係の証明書は除く	不要	税務課	0248-88-9123	★
7	災害見舞金の申込	災害見舞金の申請ができる。 ※同一世帯の場合	不要	社会福祉課	0248-88-8111	★
8	障がい福祉サービスの申込	各種障がい福祉サービスの申請ができる。 ※同一世帯の場合	不要	社会福祉課	0248-88-8112	★
9	おもいやり駐車場利用制度の申込	おもいやり駐車場利用制度の申請ができる。	不要	社会福祉課	0248-88-8112	★
10	生活保護の申請	同居している場合、同一世帯員として申請ができる。 ※算定に当たりパートナーの所得が合算される	不要	社会福祉課	0248-88-8113	★
11	介護保険にかかる各種申請	要介護・要支援認定申請、介護保険被保険者証等再交付申請、介護保険負担限度額認定申請ができる。	不要	長寿福祉課	0248-88-8117	★
12	高齢者日常生活用具給付事業の申請	高齢者日常生活用具給付事業の申請ができる。	不要	長寿福祉課	0248-88-8116	★
13	寝具クリーニングサービス事業の申込	寝具クリーニングサービス事業の申請ができる。	不要	長寿福祉課	0248-88-8116	★
14	訪問理美容サービス事業の申請	訪問理美容サービス事業の申請ができる。	不要	長寿福祉課	0248-88-8116	★
15	介護用品支給事業の申請	介護用品支給事業の申請ができる。	不要	長寿福祉課	0248-88-8116	★

No.	制度・サービス名	内容・注意点	「証明書」の提示	担当課	電話番号	備考
16	認知症高齢者GPS機器貸与事業の申請	認知症高齢者GPS機器貸与事業の申請ができる。	不要	長寿福祉課	0248-88-8116	★
17	すかがわ見守りSOSネットワーク事業の利用登録	すかがわ見守りSOSネットワーク事業の利用登録ができる。	不要	長寿福祉課	0248-88-8116	★
18	配食サービス事業の利用申込	配食サービス事業の利用申込ができる。	不要	長寿福祉課	0248-88-8116	★
19	子育てに関する相談	子育てに関する相談ができる。	不要	こども課	0248-88-8115	★
20	DV相談	パートナーからの暴力の相談ができる。	不要	こども課	0248-88-8115	★
21	保育所・認定こども園・幼稚園の申込	保育所・認定こども園・幼稚園の申込ができる。	不要	こども課	0248-88-8124	★
22	放課後児童クラブの申込	放課後児童クラブの申込ができる。	不要	こども課	0248-88-8114	★
23	市立の保育所・認定こども園・幼稚園の送迎	事前申出により、保護者として送迎（引渡し）ができる。	不要	こども課	0248-88-8124	★
24	放課後児童クラブの送迎	保護者として送迎（引渡し）ができる。	不要	こども課	0248-88-8114	★

※ 備考欄の「★」は、これまでも利用できたサービスです。